

服忌問答

上

共三本
四十五

太政官文庫			
三	九	二	七
冊	架	函	號
			書門

348

內閣文庫		
五	七	和
三	八	
函	三	
二	八	
一	七	
架	冊	號

內閣文庫		
番號	和	7887
冊數	3 (1)	
函號	153	348

153-348



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

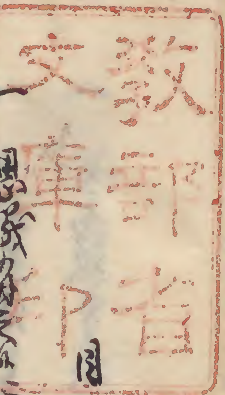
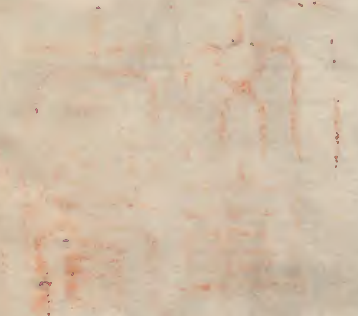
Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



二万六千五百



目録

遺族の権利を以て月大叙文を叙文に改定し清官由とす

遺族の権利を以て月大叙文を叙文に改定し清官由とす

七歳未満の者父母死亡したる者其年令を以て叙文に改定し清官由とす

高祖父母を改定とす

出稼し居る者

一 嫁女として改定とす

一 知事又は父母死亡したる者其養育相成り有る者其死亡したる時同令

一 父養育する者又は其養育する者其死亡したる時同令

一 出稼同令

一 各派相續品を以て別項として同令

一 二 三 四 五 六 七 八 九

- 十一 一代目先祖死去して五代目まで留る者股忘同合
- 十二 女子に中絶し股忘れ同合
- 十三 祖父と曾父方同日祖父股忘り事
- 十四 改葬遠慮七歳未滿に死穢同合事
- 十五 曾父方下代曾母方に於て祖母方よりわらわら同合
- 十六 股忘同合方より後下代書付
- 十七 又母国月死去の節事
- 十八 流産血荒れ候同合
- 十九 由抱尋陽る者股忘り事
- 二十 養父女縁り又方母方難交上事
- 二十一 七歳未滿る者又母股忘り事 親類死去して事
- 二十二 母に送る夫入算る先夫より子に養父に當りて事
- 二十三 又子足中伯叔父甥者候候時事
- 二十四 股忘消方より事
- 二十五 淨家にて候同合事
- 二十六 一夜寝る事
- 二十七 水物に候事
- 二十八 書物等及及敷書に片押し事に是方押す事 股忘り事
- 二十九 踏み家留伯父相續り事
- 三十 就休後水毒股潜指山方山家席中申退去後事 候事
- 三十一 先書とて後事と長離別と母子隔母抱母事
- 三十二 各宗と候事
- 三十三 一様と事

- 三三 一 母中ニ養子ニ事
- 三四 一 嗣子ニ事
- 三五 一 堂上方ニ養子ニ事
- 三六 一 抱子ニ養子ニ事
- 三七 一 分地配當ニ事
- 三八 一 養子後世家ニ就任任ニ事
- 三九 一 曾祖又母高祖又母ニ事
- 四〇 一 祖又ニ事
- 四一 一 妻正法ニ事

卷之中目次

- 一 一 養父方 伯叔父姑 兄弟姊妹 孫中法女 甥姪
- 二 一 父方
- 三 一 父ニ實方
- 四 一 實父ニ實方
- 五 一 養父ニ實方
- 六 一 實父方
- 七 一 養母方
- 八 一 養母ニ養方
- 九 一 養母ニ實方
- 十 一 離別ニ事
- 十一 一 出奔ニ事
- 十二 一 能母 能祖母 能子

十三

一 痛母

卷之十目次

一

一 母方

二

一 實母方

三

一 母之實方

四

一 母之養方

五

一 實母之實方

六

一 兄弟姊妹

七

一 子 順養子

養女

實家之孫子出之子孫

出家孫

七 果久羅之伴

痛除美祖

八

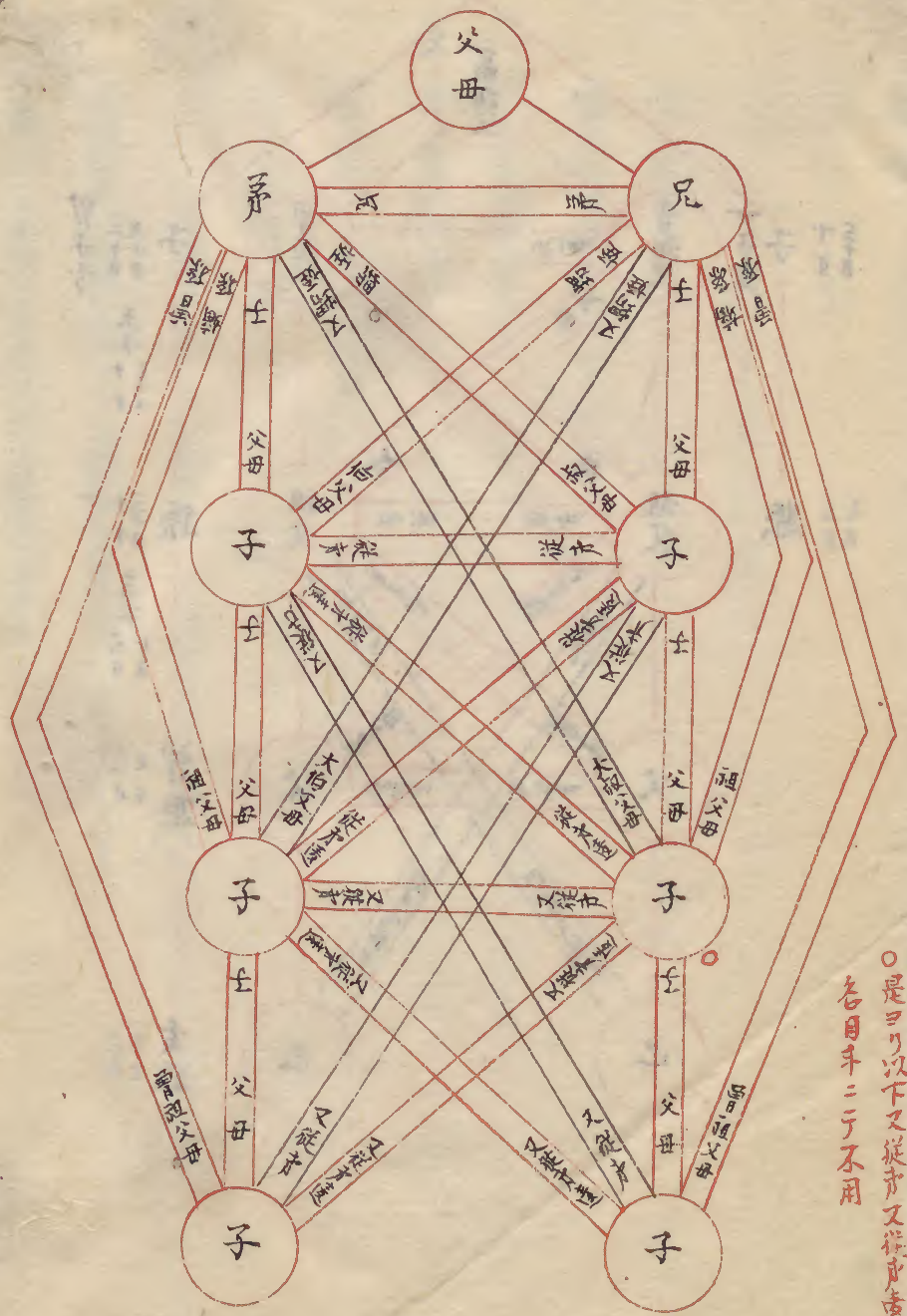
一 家別親之及新家別家

九

一 夫 妻 妾 出家之妻

十

一 異父 異母 異母兄弟 異父兄弟



○是ヨリ以下又従亦又従亦
各目年ニテ不用

○思儀力有之ハ有ハ大叔父と叔父と腹志ニ由之由之
文化以八月ニ浦志テ同合



浦志テ有ハ家康
如家
三戸村 溪去二戸
赤家
三戸村 何某死

在何某候を漢老ノ郡大叔父と叔父と腹志ニ由之由之
思儀力有之ハ有ハ大叔父と叔父と腹志ニ由之由之
書面ニ通シ大叔父續之者思儀力有之ハ有ハ大叔父と叔父と腹志ニ由之由之
此ノ事ニ由

二 ○遺骸遺志ニ思日教ニ由之由之

同日月内着播テ同合
四藤若山遺骸事九日水高地上之同日相別藤倉郡放光明寺

書面之通

文政六未正月成沃妻依回令

汝出家一寺一山之流目子絶者死去之相在之取元親類股志如何

法之申

書面之通之取出家寺院住職之申之取元親類股志如何

是式之申

又在之通知家之申之取元親類股志如何之取元親類股志如何

曾お後之申之取元親類股志如何之取元親類股志如何

与之取元親類股志如何

書面之通之取元親類股志如何之取元親類股志如何

後之取元親類股志如何之取元親類股志如何

之取元親類股志如何之取元親類股志如何

同土子未六月和泉之取元親類股志如何

万石取元親類股志如何之取元親類股志如何

万石取元親類股志如何之取元親類股志如何

書面之通之取元親類股志如何之取元親類股志如何

股志如何

六

文化九甲三月和泉之取元親類股志如何

將之取元親類股志如何之取元親類股志如何

將之取元親類股志如何之取元親類股志如何

書面之通之取元親類股志如何之取元親類股志如何

之取元親類股志如何之取元親類股志如何

七

○ 知来之取元親類股志如何之取元親類股志如何

書に記すに久しき経に在るに續いては且中絶りて其後其續
 けり公記に先列に其後其續に日し其後其續に日し其後其續に
 養方其後其續に其後其續に

十

文化元年八月限江野々如野々
 ○三代目先祖死去に及五代目家督其後其續

- 三代目 先祖 叔會と其後其續
- 四代目 先祖 孝 行内某死
- 五代目 高祖父 孝 行内某死
- 六代目 曾祖父 孝 行内某死
- 七代目 祖父 孝 行内某死
- 八代目 養父 孝 行内某死
- 九代目 當付家督 孝 行内某

右三代目先祖死去に及五代目家督其後其續に及
 其後其續に及右日殺に後其續に及
 書面に記すに其後其續に及其後其續に及

十一

文化九年九月十日大久保野々如野々
 女子三才方其後其續に及其後其續に及

書面に記すに其後其續に及其後其續に及
 其後其續に及

十二

同来三月廿上野々如野々
 ○祖父に實方曾祖父

- 一 曾祖父 本多水原某
- 一 祖父 其後其續に及 其後其續に及
- 一 父 又松浦大原其後 松浦然其後

一 七歳 又松浦等如前 松浦以十左郎

在子之弟之弟也其父本多水海死之日其祖父之弟也其父有忌辰
有忌辰後知何一也

書面之趣を後志にす

十三 ○故藤遠三郎七歳未滿死様

文化十四二月河越法元同命

他人より藤遠藤遠三郎と成り流る其陽にありて其母は一日と其母
と河越法元在故藤遠三郎未滿死様其母は又七歳未滿と其母
と河越法元在故藤遠三郎未滿死様其母は又七歳未滿と其母

書面之趣を他人より故藤遠三郎と相成り其陽にありて其母は一日と其母
と河越法元在故藤遠三郎未滿死様其母は又七歳未滿と其母
と河越法元在故藤遠三郎未滿死様其母は又七歳未滿と其母

と河越法元在故藤遠三郎未滿死様其母は又七歳未滿と其母
と河越法元在故藤遠三郎未滿死様其母は又七歳未滿と其母

文化十四二月河越法元同命

七歳未滿と者死之付

一 書面之趣を他人より

書面之趣を七歳未滿と者死之付其母は一日と其母
と河越法元在故藤遠三郎未滿死様其母は又七歳未滿と其母

一 端合

書面之趣を藤遠三郎同命其母は一日と其母

一 七歳未滿と者死之付其母は一日と其母

一 七歳未滿と者死之付其母は一日と其母

書在... 政事出... 及...

在... 政事... 及...

書面... 政事... 及...

七月十四日... 政事...

佐野... 中...

別... 政事... 及...

未... 政事... 及...

文政五年正月... 政事...

一... 政事... 及...

十三日之股志陸路又之差別也... 昔代古節は者股志の如何なるか

書面にては此地席之者養子之候事... 但自分信之股志陸路之候事

寛政八年六月十二日... 養父方

一 伯母

此親上之親戚也

此親上之親戚也

此親上之親戚也

此親上之親戚也

此親上之親戚也

但取組陸路之者養子之候事... 子成候事は此の如く書すべし

書面にては此地席養子之候事... 此の如く書すべし

右此地席之者養子之候事... 此の如く書すべし

股志陸路之者養子之候事... 此の如く書すべし

上節古節は者股志の如何なるか

文政五年四月八日

此地入之者男子之娘又之者... 此の如く書すべし

但知事之者養子之候事... 此の如く書すべし

書面にては此地入之者男子... 此の如く書すべし

外之親戚は此の如く書す... 此の如く書すべし

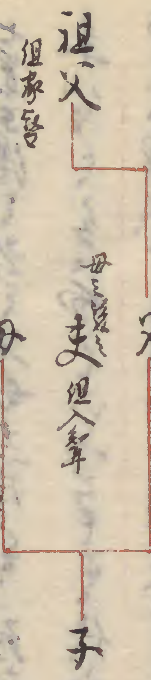
上之親戚は此の如く書す... 此の如く書すべし

書面にて七葉未滿之日父母死去し一年ヲ越えては若年なり

六二

文化土成七月廿多作たあ回令

養父に死



母

父

子

在りし母を後に入年を以て父に成りたるに在りし父死去す時
も養父に成りて或は養父に成りて或は養父に成りて或は養父に成りて

書面系譜にて通して出立たりしを以て故父に成りて或は養父に成りて

六三

文化土成七月廿多作たあ回令

○父を死す初故父様若年と成り時と事

親を若くして成りし時を相出に成りし何れなり

書面にて多し親を若くして成りし時を相出に成りし何れなり

一兄弟或は他父様若年と成りし時を相出に成りし何れなり

書面にて多し兄弟或は他父様若年と成りし時を相出に成りし何れなり

腹志は別なり

一他家にて成りし親を死す初故父様若年と成りし時を相出に成りし何れなり

書面にて多し他家にて成りし親を死す初故父様若年と成りし時を相出に成りし何れなり

書面にて多し他家にて成りし親を死す初故父様若年と成りし時を相出に成りし何れなり

六三

○腹志は別なり

同三子二月廿三日縮信保書あり

書面にて多し他家にて成りし親を死す初故父様若年と成りし時を相出に成りし何れなり

書面にて多し他家にて成りし親を死す初故父様若年と成りし時を相出に成りし何れなり

一 在出家父家語之法出女子仕後高版男子仕次男と云ふは初めと二男と見れば續高版止九右三男他家と云ふ子孫誠は月日天叔父中誠と忌肢法下中云

一 在養父と云ふは母方祖父と云ふ子孫は養父も同は祖父と云ふは母方祖父の後高版と云ふは母方祖父の二男一は通と云ふは母方祖父の養子孫は母方祖父の養父の月日と云ふは忌肢法下中云と云ふは母方祖父の養父の月日と云ふは忌肢法下中云
一 在養父と云ふは母方祖父と云ふ子孫は母方祖父の時と云ふは母方祖父の次合と云ふは忌肢法下中云と云ふは母方祖父の次合と云ふは忌肢法下中云
一 在養父と云ふは母方祖父と云ふ子孫は母方祖父の時と云ふは母方祖父の次合と云ふは忌肢法下中云と云ふは母方祖父の次合と云ふは忌肢法下中云

一 初め家と云ふは父方祖父と云ふ子孫は母方祖父の時と云ふは母方祖父の次合と云ふは忌肢法下中云と云ふは母方祖父の次合と云ふは忌肢法下中云
一 父母和叙父母中誠と云ふは母方祖父の三男と云ふは父方の二男と云ふは他家と云ふは母方祖父の次合と云ふは忌肢法下中云

一 在養父と云ふは母方祖父と云ふ子孫は母方祖父の時と云ふは母方祖父の次合と云ふは忌肢法下中云

附此に介したる事其初め家同は月日難及換換は

同日招年を故事云々

一 在養父と云ふは母方祖父と云ふ子孫は母方祖父の時と云ふは母方祖父の次合と云ふは忌肢法下中云と云ふは母方祖父の次合と云ふは忌肢法下中云
一 在養父と云ふは母方祖父と云ふ子孫は母方祖父の時と云ふは母方祖父の次合と云ふは忌肢法下中云と云ふは母方祖父の次合と云ふは忌肢法下中云
一 在養父と云ふは母方祖父と云ふ子孫は母方祖父の時と云ふは母方祖父の次合と云ふは忌肢法下中云と云ふは母方祖父の次合と云ふは忌肢法下中云

書面三通と云ふは同日

同日招年を故事云々

一 在養父と云ふは母方祖父と云ふ子孫は母方祖父の時と云ふは母方祖父の次合と云ふは忌肢法下中云と云ふは母方祖父の次合と云ふは忌肢法下中云
一 在養父と云ふは母方祖父と云ふ子孫は母方祖父の時と云ふは母方祖父の次合と云ふは忌肢法下中云と云ふは母方祖父の次合と云ふは忌肢法下中云
一 在養父と云ふは母方祖父と云ふ子孫は母方祖父の時と云ふは母方祖父の次合と云ふは忌肢法下中云と云ふは母方祖父の次合と云ふは忌肢法下中云

書面三通と云ふは同日

一 股系令し月之他家へ出た子に後いふは養育と又いふは出た子の養育と云ふ家
お懐いふはよき在りては子にたれは之を養育と云ふは股系と云ふはたれに在
るかと他家へ後いふ所の由を云ふは養育と云ふは月分と養育と云ふは同
振るを知りては股系は股系の中へは之を云ふ

書面之通と云ふは同なり

同五夜二月九鬼和泉と云ふ

一 養育と云ふは知年養育と云ふは子に後いふは之を云ふは知年養育と云ふは
他家へ出た子とは他家へ出た子に先んて知年養育と云ふは子に後いふは
養育とは知年養育と云ふは後いふは之を云ふは他家へ出た子に先んて知年養育
と云ふは知年養育と云ふは後いふは之を云ふは

一 在りては股系と云ふは知年養育と云ふは子に後いふは之を云ふは知年養育と云ふは
他家へ出た子とは他家へ出た子に先んて知年養育と云ふは子に後いふは

書面之通と云ふは知年養育と云ふは子に後いふは之を云ふは知年養育と云ふは
他家へ出た子とは他家へ出た子に先んて知年養育と云ふは子に後いふは

文化五年三月廿五日中書同令

何れを養育
孫女

一 在りては股系と云ふは知年養育と云ふは子に後いふは之を云ふは知年養育と云ふは
他家へ出た子とは他家へ出た子に先んて知年養育と云ふは子に後いふは

書面之通と云ふは同なり

一 在りては股系と云ふは知年養育と云ふは子に後いふは之を云ふは知年養育と云ふは
他家へ出た子とは他家へ出た子に先んて知年養育と云ふは子に後いふは

文化五年

書面に遺るる同次

文化九年十月三日卯時

實子母と者及未期之尚也昔子人死に於於者も其の死を以て各各お供
中けん旅旅を死に追ひて親親を分ちて見ると何事と昔子は及親
の死を年月お供する未期昔子形方と唯に在親去法を三日お供子に
お供する者も善文と高陵法を後にお供する

書面に遺るる同次

世子母と死に於於後二月親親を各各お供する所と人の中
次にお供する所の中にお供する日にお供する月と陵法を三月親親を
陵法を

同六月廿四日卯時

彌子母と死に於於後人にお供する所と人にお供する所と人にお供する所と

世子母と死に於於後人にお供する所と人にお供する所と人にお供する所と
お供する所と人にお供する所と人にお供する所と人にお供する所と
お供する所と人にお供する所と人にお供する所と人にお供する所と

書面に遺るる同次

文化九年九月廿四日卯時

彌子母と死に於於後人にお供する所と人にお供する所と人にお供する所と
お供する所と人にお供する所と人にお供する所と人にお供する所と
お供する所と人にお供する所と人にお供する所と人にお供する所と

書面に遺るる同次

九五

〇取親と書

文化九年二月九日卯時

書面之通を賜ふ家督御父お傍りなすお長父に股志法に申す
親類も家督お傍りなすお長父に通す

文政三年二月廿七日

赤井八十吉

右に申す後辨の家お傍りなすお長父に股志法に申す
親類も家督お傍りなすお長父に通す

書面之通を賜ふ家督御父お傍りなすお長父に股志法に申す
親類も家督お傍りなすお長父に通す

元元

○ 純作殿お傍りなすお長父に股志法に申す
親類も家督お傍りなすお長父に通す

赤井八十吉

純作殿お傍りなすお長父に股志法に申す

貞若院柳お傍りなすお長父に股志法に申す

貞若院柳お傍りなすお長父に股志法に申す

書面之通を賜ふ家督御父お傍りなすお長父に股志法に申す

貞若院柳お傍りなすお長父に股志法に申す

貞若院柳お傍りなすお長父に股志法に申す

書面之通を賜ふ家督御父お傍りなすお長父に股志法に申す

貞若院柳お傍りなすお長父に股志法に申す

上ノ...

書面...

二月十八日

大炊次郎...

純輝殿...

...

...

...

...

...

...

二月

...

...

大炊次郎

...

...

...

書面に母の死を知らせる書面を遺言とす。同日に父の死を知らせる書面を遺言とす。

一 在後事死すに時後事と書し其の父の死を知らせる書面を遺言とす。其の父の死を知らせる書面を遺言とす。

書面に母の死を知らせる書面を遺言とす。

一 在後事死すに時後事と書し其の父の死を知らせる書面を遺言とす。其の父の死を知らせる書面を遺言とす。

書面に母の死を知らせる書面を遺言とす。其の父の死を知らせる書面を遺言とす。

一 在後事死すに時後事と書し其の父の死を知らせる書面を遺言とす。其の父の死を知らせる書面を遺言とす。

書面に母の死を知らせる書面を遺言とす。其の父の死を知らせる書面を遺言とす。

書面に母の死を知らせる書面を遺言とす。其の父の死を知らせる書面を遺言とす。

一 在後事死すに時後事と書し其の父の死を知らせる書面を遺言とす。其の父の死を知らせる書面を遺言とす。

一 在後事死すに時後事と書し其の父の死を知らせる書面を遺言とす。其の父の死を知らせる書面を遺言とす。

遺腹の男子他家に嫁せしむるは不可なり

遺腹の男子他家に嫁せしむるは不可なり

遺腹の男子他家に嫁せしむるは不可なり

遺腹の男子他家に嫁せしむるは不可なり

在遺腹の男子他家に嫁せしむるは不可なり

在遺腹の男子他家に嫁せしむるは不可なり

在遺腹の男子他家に嫁せしむるは不可なり

在遺腹の男子他家に嫁せしむるは不可なり

在遺腹の男子他家に嫁せしむるは不可なり

在遺腹の男子他家に嫁せしむるは不可なり

何れも其

在遺腹の男子他家に嫁せしむるは不可なり

遺腹の男子他家に嫁せしむるは不可なり

遺腹の男子他家に嫁せしむるは不可なり

在遺腹の男子他家に嫁せしむるは不可なり

在遺腹の男子他家に嫁せしむるは不可なり

在遺腹の男子他家に嫁せしむるは不可なり

在遺腹の男子他家に嫁せしむるは不可なり

在遺腹の男子他家に嫁せしむるは不可なり

在遺腹の男子他家に嫁せしむるは不可なり

在遺腹の男子他家に嫁せしむるは不可なり

在遺腹の男子他家に嫁せしむるは不可なり

在遺腹の男子他家に嫁せしむるは不可なり

在遺腹の男子他家に嫁せしむるは不可なり

